

正誤

ページ段行誤正

令和七年七月二十八日（号外第百七十一号）公布デジタル庁令第七号（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令）（原稿誤り）

三 一六 第一条 附則第一条

令和七年七月二十八日（号外第百七十一号）公布総務省令第六十九号（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

七六 改正後欄 事実 事実の確認

七七 改正後欄 終りから 住所 住所の変更の事実

令和七年七月三十日（号外第百七十四号）公布総務省令第七十五号（消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

一六 改正前欄 改正後欄 適用されるの適用される

令和六年四月一日（号外第八十三号）公布国土交通省令第五十二号（国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

八八 改正後欄 改正前欄 建設業 建設事業